

令和6年度第2回小金井市地域福祉推進委員会 会議録

日時：令和6年12月11日（水）

午前10時00分から

場所：市役所第二庁舎8階 801会議室

出席委員 10人

副会長	石塚 勝敏	委員			
委員	阿萬 理恵	委員	井出 悦弘	委員	
	中山 広美	委員	山本 俊郎	委員	
	持田 晴子	委員	秋山 理絵子	委員	
	小森 哲夫	委員	酒井 利高	委員	
	穂坂 英明	委員			

欠席委員 2人

金子 和夫	委員	畑 佐枝子	委員
-------	----	-------	----

事務局	福祉保健部長	大澤 秀典
	地域福祉課長	根本 礼太
	地域福祉係長	清水 伸悟
	地域福祉係主任	玉井 奈保子
	地域福祉係主事	高原 岳竜

傍聴者 0人

提出資料 (資料1) 小金井市地域福祉推進委員名簿
(資料2) 小金井市重層の支援体制整備事業実施計画(案)
(資料3) 小金井市重層の支援体制整備事業実施計画(案)に対する意見募集

[地域福祉課長]

定刻になりました。開会に先立ちまして事務局よりご報告申し上げます。本日の委員会は、金子会長のご都合により欠席となっております。小金井市地域福祉推進委員会条例第5条第4項に基づきまして、本日は石塚副会長に会長の職務を代理していただきますので、よろしくお願いいたします。

[石塚副会長]

皆さんおはようございます。今、課長の方から話があった通り、よろしくお願いいたします。本日は、お忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。初めに、本日の会議ですけれども、金子会長と畑委員、2名の方から欠席のご連絡をいただいているところがございます。定足数は満たしておりますので、会議は成立していることをご報告申し上げます。次に、事務局より配付資料の説明をお願いいたします。

[事務局]

(資料確認)

[石塚副会長]

ありがとうございます。それでは、早速議事に入っていきたいと思います。議事1「新任委員の挨拶」について、事務局より説明をお願いいたします。

[事務局]

小金井市地域福祉推進委員会委員に変更がありましたのでお知らせいたします。小金井市民生委員児童委員協議会から選出の青松佐枝委員が退任し、新たに持田晴子委員が就任しました。簡単で結構ですので、持田委員より自己紹介をいただけますでしょうか。

[持田委員]

持田晴子と申します。小金井市民生委員児童委員協議会の青松委員より、引き継ぎをさせていただきました。私は、民生委員になって今年の12月で9年目となります。先日、事務局より、こちらの委員会の概要などご説明いただき、皆さまと同じ資料を受け取りました。よりよい地域福祉の推進のため、皆さんのお話し合いに参加させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

[石塚副会長]

よろしくお願いいたします。それでは、次に議事2「小金井市重層的支援体制整備事業実施計画(案)」と議事3「パブリックコメントの実施について」、この2点については関連する議題となりますので、事務局より併せて説明をお願いいたします。

[事務局]

(資料2、3説明)

[石塚副会長]

事務局からご説明をいただきましたが、ご質問ご意見等ございますでしょうか。それでは、持田委員をお願いします。

[持田委員]

持田晴子です。支援会議について確認させていただきます。資料2「小金井市重層的支援体制整備事業実施計画(案)」の11ページをご覧ください。表の一番下、支援会議の開催「本人の同意がない場合にも情報共有に基づく支援の検討等を可能とします。」とあります。次に12ページ。支援経路の事例の支援会議の開催「世帯員から同意を得る前のため、支援会議を開催」とありますね。12ページのように家族1人1人が複雑で、問題を抱えた世帯に対して、世帯員の同意を得るのが難しい場合も支援会議を開催できるという理解でよろしいのでしょうか。

か？

[事務局]

事務局です。持田委員のご理解の通りで間違いはないかと思います。この事例のように、スクールソーシャルワーカーが福祉総合相談窓口で相談された時点で、世帯全体の複雑化・複合化した課題は見えているものの、介入前のため同意が取れていないという状況ですが、関係者を集めての支援会議の開催は可能と考えております。

[石塚副会長]

次に、酒井委員をお願いします。

[酒井委員]

酒井です。全体を読んで思ったこととして、法定の機関を書いているということでしたけれども、実際に、極めて複合的なケースを考える場合というのは現場が重要になります。例えば、高齢者を担当している組織であればケアマネさんがいらっしやって、介護サービスを利用している中でいろんな問題が発見されることもあります。また、障がい者の場合ですと、計画相談支援事業者です。しかし、複合的なケースを考える際、経営的な問題がベースにあって、手を挙げづらかったりして、そういう中でアウトリーチや解決する形が難しいこともあると思います。この重層的支援体制を考えるときには、公的な機関以外にも様々な機関がしっかり連携できるようにしてほしいと思いました。また、市民の方に見てもらうときには周辺の様々な相談機関についても、この中に書き入れた方が良さそうな気がしました。ぱっと読むと、公的などころで固まっているような感じがありますので、横の広がりというか、地域の広がりといえますか、そういったものがわかるような表現で、ぜひ考えてもらいたいと思います。相談のセーフティネットをしっかりと作るのだということを書き込んだ方が良さそうな気はいたしました。

[石塚副会長]

事務局から何かありますか。

[大澤福祉保健部長]

福祉保健部長です。酒井委員からのご意見は二点あったと思います。まず、相談機関の記載について、他市では法定事業以外の相談機関をざらっと一覧にしている事例もありました。これも一つの手と想ったのですが、あまりにも多くなってしまうので、まず一例として、資料編に法定事業以外の相談機関の一部を載せたものが、18ページにございます。記載していない相談機関の周知について、というのは貴重なご意見であり、また次のステップとして考えさせていただきたいです。次に、各相談機関の横の繋がりというのが二点目かと思います。本計画の策定に当たりましたは、介護福祉課の管理職、自立生活支援課の管理職も関わっておりますので、それぞれの関係機関に重層的支援体制整備事業を進めているということの周知は行っているところがございます。また、今後は多機関協働の担当者も決めることとなりますので、相談事業所の会議等に参加して、ご説明していくという方法からスタートしていくことになると思います。機関と機関の横の繋がりを進める上で、この機関はどういう相談業務をやっているのかということを知っていただかなければ、上手くいかずにパツパツと途切れてしまうので、その点をわかるようにしたく考えています。それと、相談する利用者側が、例えば、市役所にはなかなか相談しにくいということもあると思います。また、福祉総合相談窓口を知らないという人が一定数いることもアンケートの結果で出ていましたので、やはり利用される方にわかりやすく伝えることも、次のステップと思ってございますので、その点も検討を進める予定であると、現時点ではご答弁させていただきます。

[石塚副会長]

次に、山本委員。

[山本委員]

今回のポイントとなっている、同意を得ていない方の支援会議の開催について、今までどのように対応してきたのか疑問です。また、非常に難しい対応を要するケースが多く、連携をとるにしても、これまでの状況が明確でないため、準備に非常に時間がかかる問題ではないかと感じています。そこで、どれくらいの時間が必要で、具体的に何件のケースがあるのだろうかと思いました。

[事務局]

これまで、同意が得られていない方への支援には苦慮してきた部分があります。もちろん、児童虐待のように同意がなくても支援が必要なケースについては、法に基づき適切に対応してきましたが、今回重層が創設された背景にあるような、ひきこもりなど、本人が支援を求めているが、例えば近所の方が気づいて相談があったような場合には支援のハードルがありました。もちろん、緊急性が高く生命などに関わる状況では対応を行います。そうでない潜在的な支援ニーズに対する支援には壁があり、重層事業が創設されたと認識しています。これまでも各分野の個別支援において多機関が連携して情報共有する仕組みはありましたが、その中でも制度の狭間に落ちてしまい対応できなかったケースもありました。今後は支援会議を活用して、それらを補完するような形で、情報共有ができるようになるという点が重要だと考えています。

[大澤福祉保健部長]

補足しますと、個人情報の壁というのが一番大きいというふうに思っています。例えば子どもの虐待などのケースでは法的に認められているため、個人情報の共有ができるのですが、福祉総合相談窓口などの場合、個人情報の壁が依然として存在し、それぞれが抱えている情報をなかなか共有できないことが課題となっています。今回この重層を立ち上げることにより、法的に認められた範囲内の情報提供が可能になります。これにより、個々具体でなくても情報を得ることができ、そこで議論ができるようになります。このように情報共有の壁を克服することが、この事業を立ち上げるための大きな要となっています。実際、福祉総合相談窓口でもかなり複雑化した課題に関する相談が多い状況です。個人情報の問題により、横の関係各機関から情報を得ることが難しく、そのため次のステップに進むことができないというところが大きな課題でありました。また、こうした事例を最初の相談窓口が共有することで、全てを重層に上げることなく、その手前の段階で「こういう事例があったからこうだね」という形で問題を解決できるようになります。いわゆる全てが福祉総合相談に持ち込まれるわけではなく、解決策を共有できる勉強会的な場が支援会議の中でもできる形になりますので、スピードアップが図れると考えています。すぐに効果を実感するかどうかはやってみてからという形になりますが、我々としては問題解決のスピードが速くなるものと認識しています。

[山本委員]

数はどのくらいの想定ですか。

[事務局]

実施回数については見込みが難しいですが、社会福祉協議会に今、寄せられている相談実績を加味して想定していく感じになります。先行実施の自治体の話を聞く限り、重層事業の理解が各機関に浸透してくると、重層事業を活用して連携した支援を希望する声や、世帯全体を支援するために情報共有したかった、特に高齢や子どもなど横の機関の情報を聞いたかったというニーズが高まり、支援会議の回数が増えてきているという話を聞いています。どちらかという、支援プランを策定する重層的支援会議よりも、守秘義務の下で情報共有を行う支援会議の回数のみが増えているという自治体が多いと感じます。本市においてもやはり増えていくのではないかと見込みを持っています。

[酒井委員]

こういった制度ができると、例えば相談ケースの中でも、既に様々な機関が集まって困難なケースの支援を行っているものの、なかなか堂々巡りになったり、決定的な解決が出せなかったりする状況において、お墨付きといいますか、正式な支援が可能になると思います。例えば、

自身の経験の中で言うと、精神障害者がグループの中で様々なトラブルを起こし、ご本人が病院に繋がらないような状況の中で、まずその支援者が疲弊してしまいます。意思疎通が取れず、部屋の中で怒鳴り散らす状態が続いていました。たまたま生活保護を受けていたのですが、担当のケースワーカーがあまり協力してくれないため、法人理事の立場で市に要望書を提出するなどして、その結果ある程度動き始めたのですが、そのようなときにこういった制度があれば、一つの機関として正式に決めて支援を行っていかうとする方向性を持ち、強制力は語弊があるかもしれませんが、公的な動きとして実行できる要素があると思います。ただ、生身の状態で支援を行う以上、すべてを一つのルートに任せるのはまた別の課題を生むかもしれませんが、そういったことで、この制度が活用できると良いと思います。既に多くの分野で支援をしている方々が、例えば8050問題などに対応するために、介護保険の関係者と障害の関係者が会って話し合いを行い、どう進めていくかを検討することがあります。このような場合、まずご本人の同意があるかないかは問わず、問題を発見した方たちが集まって情報共有を行います。ご本人の同意がない場合でも、どのように介入していくかを含めて検討します。また、例えば民生委員や地域の関係者が、ある家庭に問題があると判断した場合、ご本人との直接的な接触や同意がない場合でも、まず行政に話を持ち込み、そこで情報共有をして、どのように対応していくかを決めていくことが行われています。同意のない状態での情報共有は日常的に行われており、今回の制度はそのような取り組みをさらに強力でバックアップする体制が整えられたのではないかと感じます。

[石塚副会長]
中山委員、どうぞ。

[中山委員]
中山です。元々、個人情報保護法では、本人の身体的な保護のためには、本人の同意がなくても情報共有できるという法的根拠があります。そのため、特定の分野では情報共有が定着しており、それによって事前に相談会議が行われているのではないかと考えております。ただ、実行としてどう機能するのかという点で、いくつか課題があるのではないかと考えております。いただいた資料の中で、実施計画の11ページについて質問させていただきたいです。11ページには四つの新しい事業が掲載されていますが、その中の上から二つ目の「地域福祉コーディネーターの配置」について、説明の際に専門家が配置されるとおっしゃっていたと思います。具体的にどのような専門家が配置されるのか、お伺いしたいです。もう一つ、12ページについてです。こちらの実施経路の事例に関して言いますと、先ほど、「同意のない相談」や「同意がない上での会議」が開かれることについて触れられていましたが、これまでもよく見られるケースかと思えます。ただ、ご本人やご家族が介入を拒否された場合に、どのように進めていくのか、具体的にどの程度まで介入するのか、また法的根拠に基づいてどこまで強制力を発揮するのかについてお伺いしたいです。

[事務局]
事務局でお答えできる範囲になりますが、まず地域福祉コーディネーターの配置についてです。多機関協働という、関係機関との役割分担を調整する役割を担う専門職になりますので、国が示す要件としては保健医療福祉等の専門職など、適切に業務を行うことができる人材を配置することとなっています。一方で、社会福祉士のような具体的な資格要件は書かれていません。市としては、そういった要件を満たすような方を社会福祉協議会さんと一緒に検討して、多機関協働事業を回せるような専門職の方の配置をお願いする形になると考えています。次に、同意がない場合の支援において、本人・家族が拒否された場合についてです。事例では、支援会議を開いて、介入しやすそうな支援機関が決まり、アウトリーチを行うというフローですが、支援を拒否されることは当然あるかと思えます。国としても、アウトリーチがうまくいかない場合にどこまでやるかなど「アウトリーチ等継続的支援の考え方」についてガイドラインを示していました。そうした困難なケースに対してどういったアプローチをしていくかはガイドラインも参考にできますが、実際に社会福祉協議会の相談支援員はケースを何件も扱っている中で、そうしたケースは多々あると思えます。そうした塩梅の見極めのようなものはあるかと思

います。1回目で断られることも想定内かと思しますので、何回かに分けてアプローチしていくなど、信頼関係の構築の過程は、まさに専門職の方々のお力を借りたいと考えている部分です。

[石塚副会長]

補足させていただきます。まず、同意が得られない場合に多いのは、特定の機関とはつながっているが、そこから外部へ情報を漏らしてほしくない、他の機関とつなげてほしくないといったケースです。既に包括支援センターに相談しているが、それを他には話さないでほしいとか、包括支援センターと連絡を取ってほしくないと言ったケースがあります。こういった場合、ご本人の意思を尊重しなければならず、情報共有が簡単にできないことがあります。このような状況で非常に苦慮することがあります。関係者は情報を持っていても、話ができないということがあるからです。そのため、支援会議のような場があれば、相手もわかっているのに、話が進みやすくなることがあります。あとは、どこも繋がっていないというパターンです。どこも繋がっていないけれど、たとえば近所の方が気づいて、我々のところに相談に来るケースです。そういう場合、本当に誰も福祉の支援を受けていないことがあります。そういうパターンになってくると、我々がまさにアウトリーチの形で、チラシをポストに入れたり、「こういう困り事があったら相談できる場所がありますよ」というような情報を提供したりします。また、その間にご相談いただいた近所の方の様子を確認しながら対応していくこともよくあります。ただ、なかなか繋がらない現実ももちろんあります。ご本人がどこかの医療機関に繋がっているかもしれないと想像しますが、生活の実態がなかなか把握できないこともあります。このような場合には、粘り強く対応していくしかありません。大体の場合、そのような状況が続くと、ご本人が生活する上で非常に深刻な問題を抱えることとなります。最終的にご親族が介入し、近隣の方々からもご親族が訪れてご本人を病院に連れて行ったり、警察が関与したりする話を聞くことがあります。やはり、まったく繋がりのない方への支援は、我々にとってもその方のご家族がどこにいるのか全く分からないため、非常に難しいというのは確かです。ただ、手立てとしては、粘り強く続けることで、連絡をくださる方もいます。「こういう状況だったので連絡してみました」という形で初めて声を聞くことができる場合もあります。しかし、それが一度きりで、その後しばらく連絡が途絶えてしまうこともあります。それでも、粘り強く継続して行くという形でアウトリーチを進めることが重要だと思います。そのため、「こちらに支援の窓口がありますよ」と言ってすぐに繋がるわけではないことが多いのです。実際にそういったケースが多数存在するかどうかについては見えない部分も多いですが、我々に相談が入ってくることは、そういった方が実際にいらっしゃるという認識を持っています。これからもそうした状況を見ながら、どのくらいの方々が困っているのかを把握していく必要があると感じています。

[中山委員]

そうですね、ありがとうございます。実際に実施していく上で、初めて取り組む場合、いろいろな法的根拠がなければ、本人同士のトラブルや、行政と個人とのトラブルが考えられると思います。そういった点を踏まえると、あまり強引にやりすぎるとそれはそれで人権問題になってしまう可能性もあるため、その辺気をつけていただきたいです。それと、専門家のご説明や、先ほど酒井委員がおっしゃったように、実際にどの機関があるのかが利用者にとっては明確でない場合、なかなか繋がりにくいという点についてですが、私も同様に感じています。実際、私は行政書士をしており、少し前に福祉に繋げる必要がある方から直接のご相談を受けたことがあります。ご本人にしてみると、やはりどこの窓口は何を相談すれば良いのかが分からないということがありました。実際に複合的な問題、例えば身体的なことや生活のこと、経済的なことで困っているという場合があります。問題があったときに、まずは入り口の部分でどこに繋がればいいのかを視覚的に分かりやすいことが大切です。例えば、何々機関、何々機関、何々機関といった形で目次のように目視できるチラシなどがあると助かると思います。ぜひご検討ください。市民の方にもわかりやすい情報が求められます。それこそ、福祉に関わる場合、直前でいろいろな問題を抱えすぎてしまい、自分ひとりで立つこともできない、考える思考力も奪われている状態です。そういった方々に対しては、わかりやすく具体的に書くとか、そう

いったことが必要になります。専門家が何を専門としているのかが明確であれば、誰に何をお願いすればいいのかがわかりやすくなります。

[事務局]

貴重なご意見をありがとうございます。こちらが課題としている内容かと思えます。福祉総合相談窓口も、令和2年度に設置されましたが、それ以降も「どこに相談していいかわからない」というご意見がなくなりません。中山委員がおっしゃったような方が福祉以外の窓口に相談に行った際でも、受け付けた職員がその方の複雑な課題をくみ取り、福祉総合相談窓口に繋げるというルートが確立されますと、それは重層事業の一つの成果と捉えています。どこに相談が行っても課題を取りこぼさないようにすることが重要です。それが地域の中であっても、地域で課題をこぼしたときに福祉総合相談窓口に吸い上げられるような、地域全体で支える地域づくりを進めていけたらと考えております。また、広報の部分は行政が苦手としてきたところでもありますので、今後、よりわかりやすい周知・啓発に努めてまいります。

[大澤福祉保健部長]

福祉保健部長です。ホームページにはこの実施計画案を掲載する重層的支援体制整備事業というページを作成し、主な相談窓口の一覧も併せて掲載されるかと思えます。それを関係する相談機関や、社会福祉協議会などへも当然伝えることが考えられます。そのため、次のステップではこれらの周知を念頭に置いております。その旨をお伝えしたいと思います。

[石塚副会長]

私は社会福祉協議会に所属しております。それに関連して、まず特に重要なのは包括的相談支援の機関でこれまで行ってきた、高齢者支援の場合、高齢者に限らず、例えば別の課題、障害に関する課題などが存在することがあります。そうした課題をしっかりと繋ぎ、共有し、一緒に取り組むことが重要です。福祉の専門家がこれらの問題を把握している場合、それを無視せず、わかっていたら繋いで、連携して一緒に取り組むことがまず、大切なことだと考えています。その上に立って、今度は福祉の窓口に来ていない方々を地域でどのように把握し、支援していくかが大切です。地域づくり事業が関与するこの課題には、専門機関だけでなく、地域で活動しているさまざまな団体も関わっています。それらの団体は必ずしも福祉に特化している必要はなく、環境問題や消費者問題に取り組む団体でも構いません。これらの団体が地域活動を通じて困り事をキャッチし、それを共有できるような仕組みを作ることが重要です。しかし、そうした情報が簡単に集まるわけではないので、我々としても地域福祉コーディネーターが地域に出向く職員も配置しています。地域の中で職員が活動し、窓口での相談がハードルが高いと感じる方々や、どこに相談したら良いかわからない方々と接触することが重要です。地域の何気ない会話の中から困り事を聞き出し、キャッチできるような体制を整えるべきだと考えています。そのために、さまざまなイベントの中に社会福祉協議会のブースを設け、相談を受け付ける一環として、他の活動や情報提供を行いながら住民や団体とのコミュニケーションを図っていくことが大切です。そうすることで、社会福祉協議会が何をしているのかを知ってもらい、相談しやすい雰囲気や情報が広がるように努めています。以上のような取り組みを現在進めているところです。

[石塚副会長]

秋山委員、どうぞ。

[秋山委員]

事前にご連絡できればよかったのですが、8ページの真ん中にある「相談支援機関」の箇所について訂正がございます。「障害者地域自立生活支援センター」と記載がありますが、正式な名称は「地域生活支援センター」です。あと、確認ですが、「そら」の内容が居住サポートに特化していますが、実際には、精神障害者の方々の相談を中心にもう少し幅広く扱われている事業だと認識しています。この内容がどのような意図で記載されているのかをご確認いただけるとよいかと思えます。なお、私の担当している事業は、精神障害者の方々の計画相談を主に行

っています。障害福祉サービスを利用するための支援になりますが、既にこの重層のような会議をやっている、当事者の方、そのお子さんやご家族の問題もあり、もちろんご本人の課題もあります。そのため、医療機関や訪問看護、包括支援の方々にご協力いただきながら会議を進めています。既に会議体自体はいくつもありますが、それを主導しているのはどうしても計画相談の担当者一人という印象があります。「支援者の支援」という説明がありましたが、メインで支援を行う者として、そのような支援があることは非常にありがたいと感じています。あとは、何が大変かという点、市内の事業所であれば比較的調整はしやすく、情報も安定して手に入るのですが、他市に及ぶ場合が時々あります。小金井市であれば情報提供をある程度容易に得られることが多いです。しかし、他の行政が関わってくるとその部分が非常に困難になります。この重層支援が本格的に始動する際には、そのハードルが低くなると良いと思います。もう一つ言うと、精神の方々については、特に統合失調症の症状が悪化すると認知能力や現実認識が難しくなる可能性があります。そのため、私たちは契約時に必ず「個人情報使用同意書」をお渡ししています。その内容には、まずご本人の同意を得て、個人情報を使用させていただく旨が記載されています。ただし、以下の場合においてはご本人の同意なしに必要な支援者に情報を伝えることがあります。これには病状が非常に悪化した場合や緊急時、行政への報告などのやむを得ない場合が含まれます。この同意書を事前に取得してから支援に入っているのも、最終的にはご本人との信頼関係に大きく関わります。それでも慎重に対応しておりますが、事前の契約には非常時を想定して支援に入らせていただいております。

[事務局]

名称は適切に訂正いたします。大変申し訳ございません。事業の内容については担当課に確認いたしますので、一度保留とさせていただきます。

[石塚副会長]

そうなんですよ。居住サポートに特化してる事業所というふうになると、1型だったら、いろんな相談計画もやって地域移行地域定着とかその辺考えた方がいいのか。1型の部分のメインの機能については後でまた記載されてるところもあるのでそのバランスもあるのかなとは思いますが、他にございますか。

[井出委員]

「福祉こがねい」というチラシが12月1日付で配られ、「地域福祉コーディネーターを市内全域に配置いたしました」と過去形になっています。先ほど事務局は「相談する」とおっしゃっていましたが、これは決定ということですよ。まだ活動はされていないけれども、既に配置されていると私は理解をしましたけれど。

[大澤福祉保健部長]

元々福祉総合相談窓口は存在していて、アウトリーチに出る職員も元々福祉総合相談窓口に存在しています。地域福祉コーディネーターは市内4圏域に1人ずつ配置してきて、今年度1名配置し、令和6年度に各地域に1人の配置が完了しました。また、担当地区を持たないないで全体を見る2人が配置されています。もう1人に関しては社協の職員になります。重層的支援体制整備事業の地域福祉コーディネーターというのは、来年度以降配置したいと考えています。

[井出委員]

名前がよくわかりません。住民にとっても「どう違うのか」とか「私はどこへ相談に行けばいいのか」という疑問が生じてしまいます。たとえば、この7名の方々の名前はどなたかなど、固有名詞が曖昧になっている部分があります。もう一つ気になる点として、先ほどもお話がありました、クオリティがとても大事だと思います。男女関係なく働いてもらうべきですが、どちらかというと女性が多いのではないかと感じています。コーディネーターの方々には、皆さん深刻な悩みを持つ住民に対応するには、それなりの知識が必要とされます。そういった中で、石塚事務局長も苦慮されているのではないかと私は理解しています。大変なことをされているのだと思いますので、その点について詳しくご案内いただければありがたいです。

[石塚副会長]

さらにわかりにくくなってしまうかもしれませんが、物事を正確にお伝えしていきたいと思えます。まず、この「重層的支援体制整備事業」はまだスタートしていませんが、包括的な支援体制を作るといことで、福祉総合相談窓口はもともと存在しています。そこに配置されている職員の名称は、元々「相談支援包括化推進員」でした。しかし、この事業を市から受ける際に、福祉総合相談窓口配置される職員については、「地域福祉コーディネーター」という呼称を使わせていただくこととしました。そのため、既にその名称が出ており、順次毎年1人ずつ増やしていった結果、今年度になってようやく全員揃いましたという記載になっています。地域福祉コーディネーターは、個別の支援から地域づくりまで幅広い活動を行います。私どものところでは、できる限り有資格者を採用するよう努めています。具体的には、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を持っていることが求められます。また、資格を持たずに入職した職員には、社会福祉士の資格を取得するよう働きかけを行っています。一方で、私どもは生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関の機能を福祉総合相談窓口を含めており、国や都が実施している相談員の養成研修などをしっかり受講しながら、相談員としてのスキル向上に努めています。国では大規模な研修もあり、東京都でも毎年、新たな課題に対応するトピックスを取り上げた研修等が実施されていますので、適宜これらを受講し、研鑽を続けています。専門的な知識を十分に担保した上で、皆さんに従事していただくことを重視しています。やはりそうでないと相談員自身にも大きな不安をもたらしますし、専門知識がないままで相談に応じることは非常に困難がありますので、スキルの習得のため研修を進めています。

[井出委員]

既にそういうスキルはお持ちですね。お持ちじゃない方もいますか。

[石塚副会長]

例えば、そういう専門的な知識を順次学びながらという方もいますし、もう既に取得している方もいます。ただ、やはり、入ってから何もしないでそのまま頑張ってくださいということにはなりませんので、必要な研修については順次参加していただきます。

[井出委員]

市民の側から見ると現在進行形の問題です。例えば、仮免許の人に相談するような形というか、当然サポートを考えているとは思いますが、仮免許人には乗りたくないという市民側の意見もあるのではないかと推測します。

[石塚副会長]

非常に難しい部分もありますが、基本的には私たちのところでは、相談に対応する際には可能な限り複数の体制で対応します。例えば大学を卒業して資格は持っているけれども現場経験が全くないという方もいます。そのような方に対して「安心して相談できますか」と言われたら、先ほどの仮免許の話になるかもしれません。単純に資格を持っていれば良いという問題ではなく、一緒に成長できるように他の職員がサポートしています。ほったらかしにされたら皆さん多分辞めてしまいますので、そういったことが無いように、私たちが貴重な戦力を失いたくないので、しっかりとやれる体制を随時整えています。

[井出委員]

女性の方が圧倒的に多いと理解していますが、男性で相談員などをされている方はいますか。

[中山委員]

井出委員のご質問に関連して、男女の年収格差や平均年収が200万、300万円も違うことがあります。相談員の方々は正規職員として働いているのでしょうか、それとも非正規職員なのでしょうか。男性の相談員を増やすためにはそれ相応の予算が必要になるかと思えます。また、相談者のスキルももちろん重要ですが、男女の配分も平等にすることが必要だと考えます。

[石塚副会長]

現場には今の福祉総合相談窓口に関して言えば、全て女性です。福祉総合相談窓口には正規職員が1名いる他は皆、嘱託の非常勤職員です。男女による給与格差は特別ございませんので、男性であろうが女性であろうが、例えば正規職員であれば等級が決められていて、年齢や例えば新卒で入っても男女で同じ給与金額ですからそういったところの格差はないです。なぜ男性が入ってこないのだというふうなことになる、やはり採用試験の結果でしかない、男性が応募してこなかったということもあれば、男女両方の応募があってもやはりそのとき女性の方が優秀だから取ったというふうなことになるっていうことです。もちろん総合的なバランスを見て男性職員を配置したいということもあります。

[中山委員]

いろいろなことを考えると、男性が非正規で働いてくれる人が集まるかどうかは、現実では難しい問題だと思います。

[酒井委員]

小金井市の職員として退職された方、例えば福祉職などでさまざまな福祉の現場を経験されたOBの方が、嘱託職員や再雇用職員の形で働くことについてですが、現役時代よりも給料は下がるものの、そうした役割に意欲のある方は相当数いるのではないのでしょうか。

[大澤福祉保健部長]

本市の場合、ちょうどオイルショックなどがあり採用を控えていた時代に当たります。昭和50年代に採用が減り、我々の先輩方がいなくなる逆ピラミッドのような形になっていました。そのため、何人かそういった方がいらっしやっただとしても、小金井市ではそういった仕事に回ってもらえる環境が整っていなかったところがあります。本市におきましても、相談業務はやはり女性が9割、男性が1割程度です。

[井出委員]

70歳定年制度というものがあります。実際には男性にも頑張ってもらわないといけないという状況があります。

[山本委員]

私は普通のサラリーマンをずっとやってきましたが、普通のサラリーマンは給料をもらって生活のために働いています。ここでいろいろお話を聞いていると、福祉の仕事をしている人たちは生活のために働いているだけでは大変すぎて、仕事を続けられないのではないかという気がします。

[酒井委員]

例えば物を相手にする仕事から人を相手にする仕事をやると、大変な要素もありますが、やりがいや、自分が人の役に立っているというモチベーションから、給料は安いものの、そちらの方が良いと選択される方も多数ではないですが、いらっしやるかもしれません。

[中山委員]

そもそも人口構造を見ると、若い働ける人がどんどん少なくなっていく一方で、高齢者は増えていくという状況です。若い人たちは生活のために働かなければならないのですが、行政側からはボランティアなどで働いてほしいとの要望が多く出ています。この社会構造が今後成り立っていくかという点については、やはり疑問が生じます。本当に、人がいないという状況になっていくと思います。

[石塚副会長]

おっしゃっていただいた通り、世の中として大変な課題だと思います。それでは、時間となり

ましたので、ご意見については事務局に整理をしていただいて、会長とともに対応させていただくということで進めたいと思います。皆さま、ご意見ありがとうございました。それでは、次回の日程等について事務局から説明をお願いいたします。

[事務局]

事務局です。本日は貴重なご質問、ご指摘ありがとうございました。本日いただきましたご意見は、パブリックコメントと併せて反映し、さらなる計画改善を図ります。修正後の実施計画案は、3月中に委員の皆様に送付させていただきたく思います。年度内に、地域福祉推進委員会をもう一度開催するかどうか等については、この後、事務局と会長で相談して検討させていただきます。年度内の開催がない場合は、令和6年度の決算が終了し、実績報告が固まると思われる令和7年度の8月頃に次回開催を考えておりますので、日程については会長とご相談させていただき、委員の皆様にはなるべく早めにお知らせできるようにしたいと思います。

[石塚副会長]

ありがとうございます。それでは、令和6年度第2回地域福祉推進委員会を終了させていただきます。